特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の実 施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の実施に関する事務事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

四條畷市長

公表日

令和7年10月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の実施に関する事務					
②事務の概要	次のとおり給付金を支給する。 (1)基準日(令和4年9月30日)において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯。 ※住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯を除く。 (2)(1)のほか、予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、(1)の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯) また、受給要件の抽出及び確認にあたり個人情報を以下のとおり利用する。 ①積極支給対象者の抽出 住基システム、税務情報システムを突合し対象者を抽出。 ②申請支給対象者の受給要件確認 他市からの転入者の課税情報は情報連携により取得する。					
③システムの名称	住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー					

2. 特定個人情報ファイル名

住民税非課税等世帯等に対する臨時特別給付金情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十 一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表 第135項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第

五号) 第74条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号に基づ条 ・ ■情報提供 なし	〈利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第160項及び第162

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉政策課(緊急支援給付金受付センター)
②所属長の役職名	福祉政策課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号

四條畷市 総務部 総務課 電話 072-877-2121(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 四條畷市 健康福祉部 福祉政策課 電話 072-877-2121(代表)

9. 規則第9条第2項の適用

]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か			11月11日 時点					
2. 取扱者勢	数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和4年11月11日 時点						
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類		
-	項目評価書] ては、それぞれ	·重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネッ	ットワークシス・	テムを通じた入	手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	長託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報	最提供ネットワー	-クシステムを通し	こた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	妾続	[]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が殊されている

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	バー登録や 情報又は住 支給の実施 介在するが クへの対策 ・特定個人	副本登録の際に 部を含む3情報 に関する事務で、いずれの局面には十分であるとま	は、本人からによる照会を行け、上記のほけ、上記のほけおいても複数 考えられる。	バー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4万うことを厳守している。また、四條畷市低所得者支援給付金か、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が改人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリス(SBメモリを含む。)の保管請書の廃棄			

9. 監	查									
実施の	有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] :	外部監査	
10. 従	業者に対する教育・	李発								
従業者	iに対する教育・啓発	[十分に行っている]			<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分に行 3) 十分に行	入れ [・] うってし	_	
11. 最	も優先度が高いと考	えられる	対策			[]全	項目評価又に	は重点	項目評価を実	尾施する
最も優る対策	先度が高いと考えられ	<選択版 1) [2) [3) 材 4) [5) 7 6) 竹 7) 竹 8) 数	目的外の入手が行わ を > 目的外の入手が行わ を > 目的を超えた細付け、 を では、者によるにおけるないおけるを正な提供・移転が行って を です。 を でする転が行きるをが行きる。 を でするをでする。 を できるできる。 を できるできるできる。 を できるできる。 を できるできる。 を できるできる。 を できるできる。 を できるできる。 を できるできる。 を できるできるできる。 を できるできるできる。 を できるできるできる。 を できるできるできる。 を できるできるできる。 を できるできるできるできる。 を できるできるできるできる。 を できるできるできるできる。 を できるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるで	れるリンスをはいるのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	スク~まかり、スク~ままで、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こので	への対策 そのない情報 目されるリス リスクへの対策 ふクへの目的を 通じて不正な	クへの対策 対策 (委託や情報提供: トの入手が行れ は提供が行われ	ネットワ- つれる	ークシステムを通じた リスクへの対策	≃提供を除く。)
当該対	策は十分か【再掲】	[十分である]			<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が死	入れ [.] うる 浅され [.]	ている	
	判断の根拠	職員、参 は、事務	市のシステムにおい 照範囲が必要最小队 取扱担当者の研修に から、目的外の入手が	見となる こおいて	よう、 〔離席	、アクセス制 ま時のログア	限を設定してい プウト徹底を呼る	ヽる。 びかけ	また、アクセス権 ている。これらの	限の所持者に

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I.関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号 法) 第9条第1項、別表第一 第100項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成二十五年 五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号 法) 第9条第1項、別表 第135項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務 省令第五号) 第74条	事前	
令和7年10月29日	I.関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		■情報照会の根拠 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令第2条の表の第160項及 び第162条	事前	
令和7年10月29日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー即得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、四條畷市低所得者記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事前	様式変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月29日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		1) 十分である 四條畷市のシステムにおいては、情報提供 ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、事務取扱担当者の研修において離席時のログアウト徹底を呼びかけている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は、「十分である」と考えられる。	事前	様式変更